

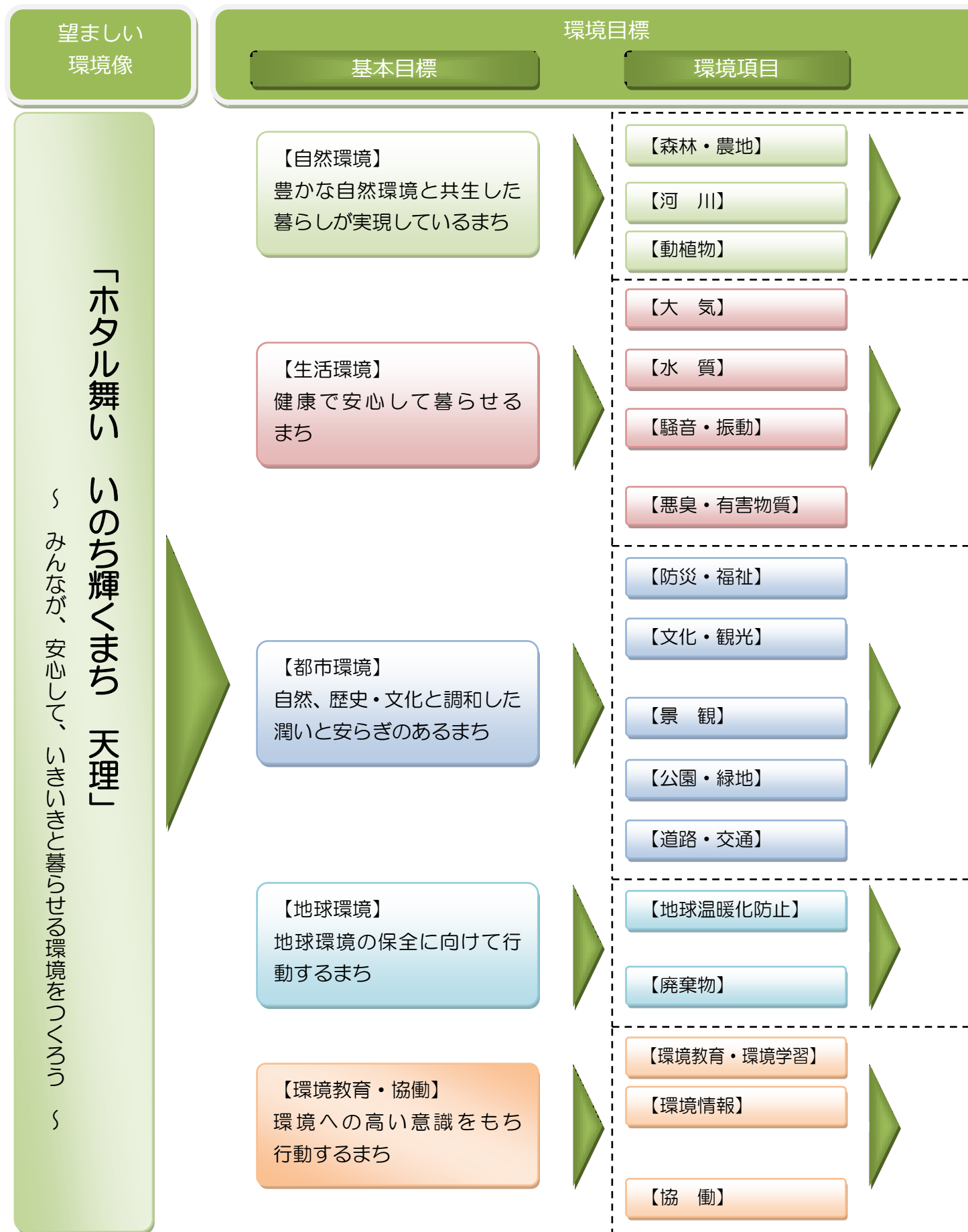
第4章

環境施策と主体別取組

第4章では、望ましい環境像の実現に向けた環境項目ごとに個別目標を設定し、環境の保全および創造に関する行政施策や各主体の取組を体系的に整理するとともに、その進捗を管理するために参考となる施策指標を設定しています。

第1節	環境施策の体系	60
第2節	環境施策	62
1	自然環境	62
2	生活環境	70
3	都市環境	82
4	地球環境	96
5	環境教育・協働	108

第1節 環境施策の体系



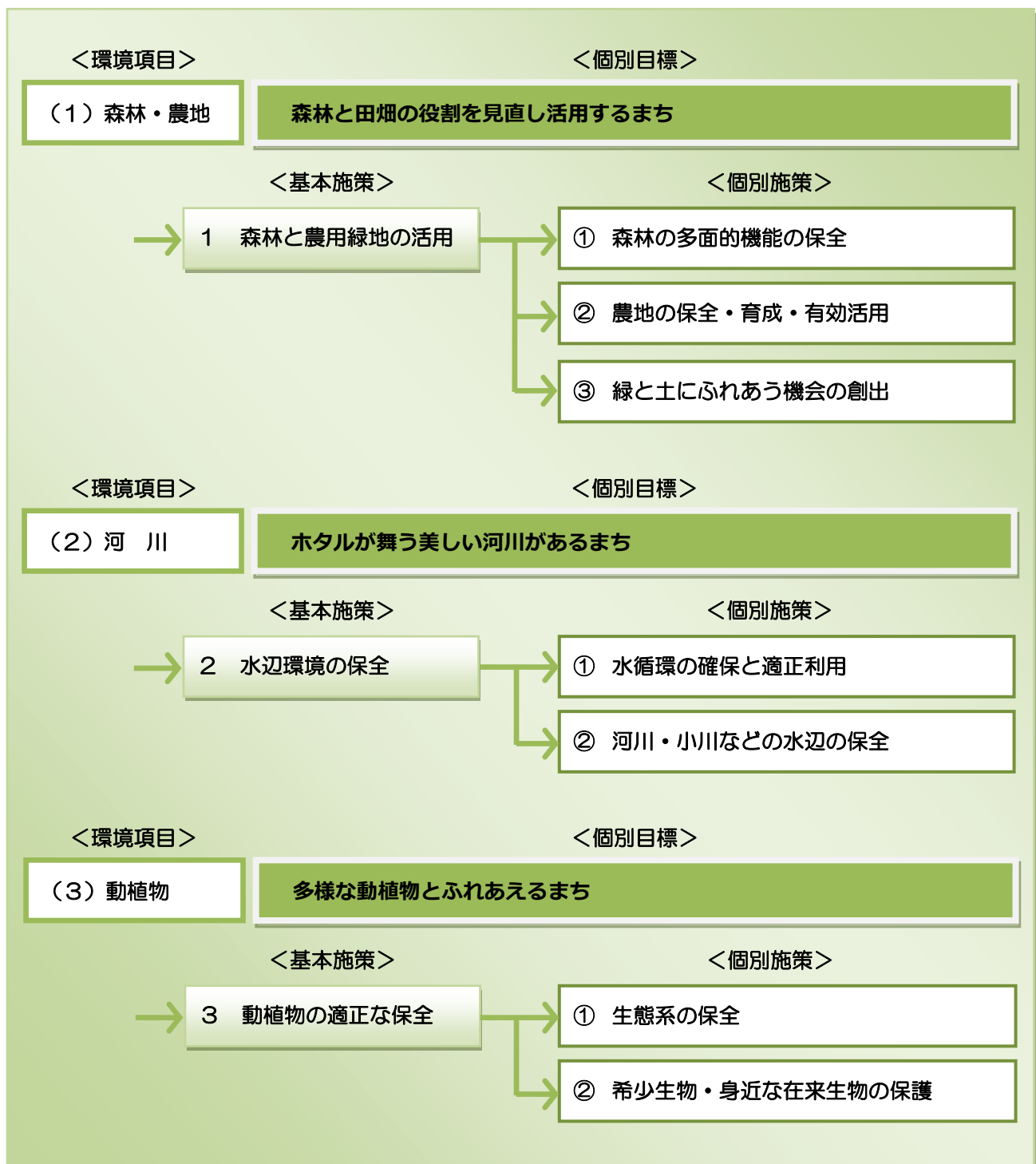


第2節 環境施策

1 自然環境

自然環境での個別施策は、環境項目ごとに定めた個別目標の実現をめざして展開するとともに、取組は主体別に設定します。

自然環境に関する個別施策は次のとおりです。



(1) 森林・農地

1-1 森林と農用緑地の活用

森林と田畑の役割を見直し活用するまちにします。

■ 参考となる施策指標

指標名	単位	実績値		目標値		目指す 方 向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
林野面積	ha	3,404.0	3,404.0	3,400.0	3,400.0	→ 維持
農業振興地域内農用地 面積	ha	1,515.0	1,514.0	1,510.0	1,510.0	→ 維持
「山林・緑の多さ」に満 足している市民の割合	%	—	57.8	60.0	60.0	↑ UP
「自然とのふれあいの 場」に満足している 市民の割合	%	—	22.5	29.5	34.5	↑ UP

個別施策①：森林の多面的機能の保全

本市の豊かな森林資源は、水源のかん養や土砂災害の防止、豊かな生態系の維持、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の吸収など、重要な役割を果たしています。しかし、森林の整備は、規模が零細で分散している民有林の整備の遅れが目立っています。

各種補助事業や奈良県森林環境税などを活用して、森林整備を支援、促進する施策の充実を図りながら、地域の木材の活用を図ることで、総合的に森林の整備と保全を進めていきます。

【行政の取組】

- 森林の保全に対する意識啓発を行います。
- 自然や生態系に配慮した事業を推進します。
- 「奈良県森林環境税」を活用した取組に関する情報提供を行うなど、近郊の山林などの手入れを行うボランティア活動を関係機関と連携して支援します。
- 間伐・枝打ちの適正施業と間伐材の有効利用を促進します。
- 本市が定める「公共建築物における“奈良県産材”利用推進方針」に則して、公共建築物への奈良県産材利用を推進します。
- 天理市産材の適切な供給の確保のため、計画的な造林事業を推進し、施業放置林を解消することで優良材の生産促進を図ります。

【市民の取組】

- 二酸化炭素の吸収、水源かん養、国土保全機能などを有する森林の大切さへの理解を深めます。
- 山林の手入れなどを行うボランティア活動へ参加します。

【事業者の取組】

- 森林の大切さを学習する機会への参加、協力、提供を行います。
- 間伐・枝打ちの適正施業と間伐材などの有効利用を推進します。
- 山林の手入れなどを行うボランティア活動を支援します。

個別施策②：農地の保全・育成・有効活用

農地は、生産基盤や水源のかん養の機能に加え、営農活動と調和して多様な生物が生息する空間です。市域の約42%を占める農地は、本市の特徴的な美しい田園景観を見せています。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足などを背景に耕作放棄地が増加傾向にあります。

休耕田などの有効活用を行うとともに、生産性と調和を図りながら、環境に与える負荷をできる限り低減していく環境保全型農業を奨励します。

【行政の取組】

- 田畑の保全、休耕地や荒廃農地の拡大防止、有効利用に努めます。
- 化学肥料や農薬の低減など、環境保全型農業の普及啓発を行います。
- 関係機関と連携して、実践的な技術習得、相談会を開催するなど、新規就農者、後継者を支援します。
- 農産物の生産地を保全、育成します。
- 天理市観光物産センターを活用して、地域農産物のPR活動を推進します。

【市民の取組】

- 生産基盤や水源かん養、生物多様性保全機能などを有する農地の大切さへの理解を深めます。
- 体験農園での野菜や花の栽培と収穫を通じて自然とふれあいます。
- 新規就農者、後継者育成に参加します。
- 積極的に地場農産品を活用します。

【事業者の取組】

- 農地の大切さを学習する機会への参加、協力、提供を行います。
- 化学肥料や農薬の低減など、環境保全型農業に努めます。
- 家畜の排泄物などを、土壌改良の資材として使用する土づくりに努めます。
- 新規就農者、後継者育成を支援します。
- 積極的に地場農産品を活用します。



地産地消のイメージ

出典：天理市農業振興ビジョン（平成23年3月）

個別施策③：緑と土にふれあう機会の創出

アンケート調査においては、森林や農地とのふれあいに関する市民の関心が高く、緑と土にふれあう活動は、自然環境の大切さを再認識する良い機会となることが期待されます。

耕作放棄地などを有効利用して、農地の保全に対する意識啓発を行います。

【行政の取組】

- 農業の手助けなどを行うボランティア活動を関係機関と連携して支援します。
- 耕作放棄地などを活用し、市民農園や体験農園などの開設および整備を支援します。
- 耕作放棄地などの情報収集・整理を行い、意識啓発に活用します。

【市民の取組】

- 農業の手助けなどを行うボランティア活動へ参加します。
- 市民農園などを活用した家庭菜園を通じて緑とふれあいます。
- 自然とふれあえるイベントや自然観察会などへ参加します。



【事業者の取組】

- 農業の手助けなどを行うボランティア活動を支援します。
- 耕作放棄地などを市民農園や体験農園などに活用することに協力します。
- 自然とふれあえるイベントや自然観察会などへ参加、協力します。

(2) 河 川

1-2 水辺環境の保全

ホテルが舞う美しい河川があるまちにします。

■ 参考となる施策指標

指標名	単位	実績値		目標値		目指す方 向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
布留川の河川清掃活動参加者数	人	90	(※) —	128	163	↑ UP
リバーウォッチング参加者数	人	44	33	56	71	↑ UP
「自然とのふれあいの場」に満足している市民の割合	%	—	22.5	29.5	34.5	↑ UP

※ 平成24年度は雨天中止のため実績値がありません。

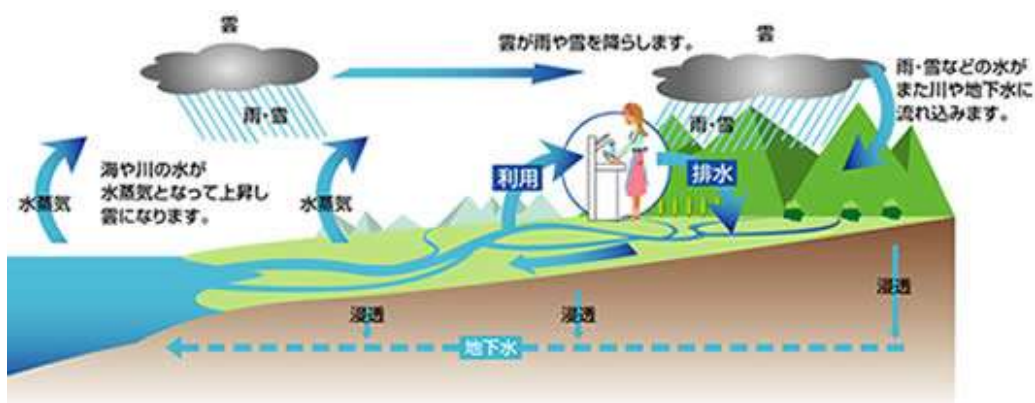
個別施策①：水循環の確保と適正利用

本市は、天理ダムを集水域とする豊富な水源を有する「水源のまち」として、豊かな水辺環境を守っていくことが重要です。

関係自治体と連携して大和川水系の水質保全に取り組むとともに、天理ダム周辺の水源かん養林の保全など、大和川流域全体でかん養能力の保全と向上に努めます。

【行政の取組】

- 「天理市水道水源保護条例」に基づき、水源の保護に係る必要な対策を実施します。
- 関係機関と連携して、市内の水源かん養林の保全啓発に努めます。



水循環のイメージ

出典：国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所ホームページ

【市民の取組】

- 水源かん養林を守るための取組に協力します。
- 雨水・再生水などを利用します。
- 台所、トイレ、風呂などにおける節水を意識した水利用を行います。

【事業者の取組】

- 水源かん養林を守るための取組に協力します。
- 工場、事業所排水、雨水などを有効利用します。
- 地下水を適正に利用します。

個別施策②：河川・小川などの水辺の保全

市内の一部の河川では、市民協働による河川清掃が行われており、きれいな川の象徴ともいえるホタルが復活している箇所があります。

身近な動植物が減少していることから、開発事業においては、自然や生態系に配慮した事業を推進します。さらに、市民の憩いの場や生物の生息空間としての水辺環境を創出するために、水質保全のための清掃活動や意識啓発を行います。

【行政の取組】

- 川を美しく保つための美化運動を支援します。
- 河川改修を行う際は、河川環境、自然に配慮した整備や材料の使用に努めます。
- ホタルをはじめとした動植物の生育状況などの情報収集・整理を行い、意識啓発に活用します。

【市民の取組】

- 河川・小川を美しく保つための美化運動へ参加します。
- 河川敷の利用のマナー、環境美化への理解を深めます。
- 自然とふれあえるイベントや自然観察会などへ参加します。

【事業者の取組】

- 河川・小川を美しく保つための美化運動を支援します。
- 自然とふれあえるイベントや自然観察会などへ参加、協力します。



(3) 動植物

1-3 動植物の適正な保全

多様な動植物とふれあえるまちにします。

■ 参考となる施策指標

指標名	単位	実績値		目標値		目指す方 向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
「生き物の種類の多さ」に満足している市民の割合	%	—	20.5	26.5	31.5	↑ UP

個別施策①：生態系の保全

生態系の乱れは、森林荒廃、田畑の減少、ペットの野生化や外来生物の侵入などの環境変化により引き起こされます。アンケート調査においては、動植物の保護に関して中学生の関心が高く、生物多様性の維持が課題となっていると考えられます。

地域の自然の理解と自然保護意識の啓発を目的に、環境教育・環境学習、保護活動を推進するとともに、人為的に持ち込まれたアライグマやハクビシンなどの外来生物による農業や生活環境における被害を減らすために、「防護」「生息環境・集落環境の管理」「捕獲」の3つの対策を実施します。

【行政の取組】

- 生態系の保全に対する意識啓発を行います。
- 自然や生態系に配慮した事業を推進するよう啓発します。

【市民の取組】

- 外来生物のペットは、責任をもって管理します。
- 生ごみや農作物の残り物は適正に処理します。
- 野生生物への餌付けをしないよう努めます。
- 野生生物の捕獲や草花採取を控えます。
- 身近な環境の美化に努めます。
- ホタルや川魚など身近な生き物が棲める水環境保全へ協力します。



【事業者の取組】

- ペットの飼育に関する消費者への情報提供や意識啓発を行います。
- 身近な環境の美化に努めます。
- 自然や生態系に配慮した事業を推進します。

個別施策②：希少生物・身近な在来生物の保護

本市ではワタカやカツラギグミなど貴重な動植物が確認されているため、これらの動植物の保護が必要です。

「昔の環境と比較すると動植物や昆虫の多さが悪化している」との市民からの意見があることから、希少生物や身近な在来生物についての情報収集・提供を行い、保護活動を推進します。また、野鳥、昆虫、魚類など身近な生物を保護するとともに、保護活動の団体の育成、支援を行います。

【行政の取組】

- 希少生物・身近な在来生物の保護活動を支援します。
- 希少生物の生育・生息地に配慮した事業を推進するよう啓発します。
- 希少生物・身近な在来生物の生育・生息状況について情報収集・整理を行い、意識啓発に活用します。

【市民の取組】

- 希少生物・身近な在来生物の保護活動を行うボランティア活動へ参加します。
- 「動植物マップ（目録）」づくりに参加します。
- 昔の天理の環境を語り伝えるボランティア活動に参加します。
- 自然とふれあえるイベントや自然観察会などへ参加します。

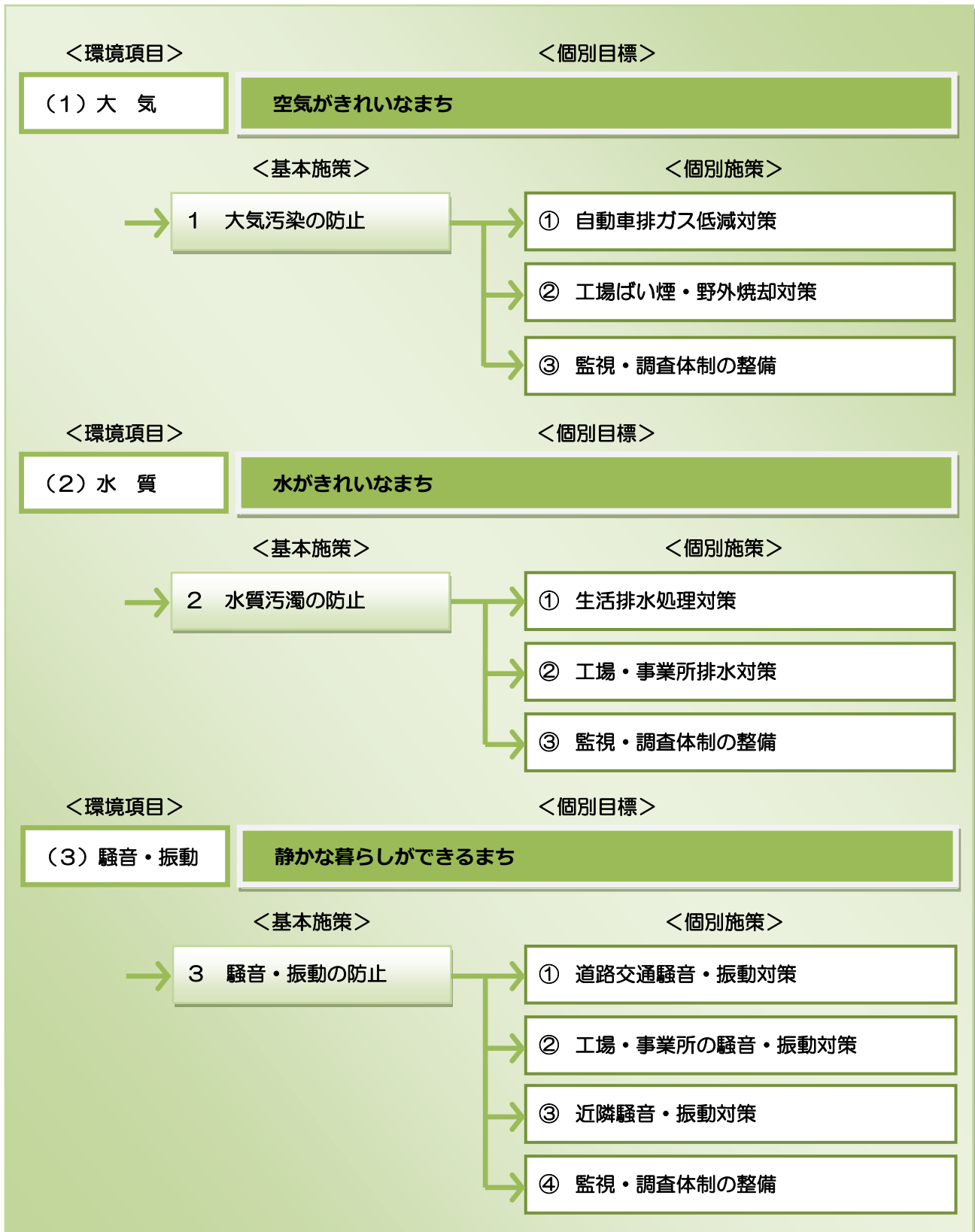
【事業者の取組】

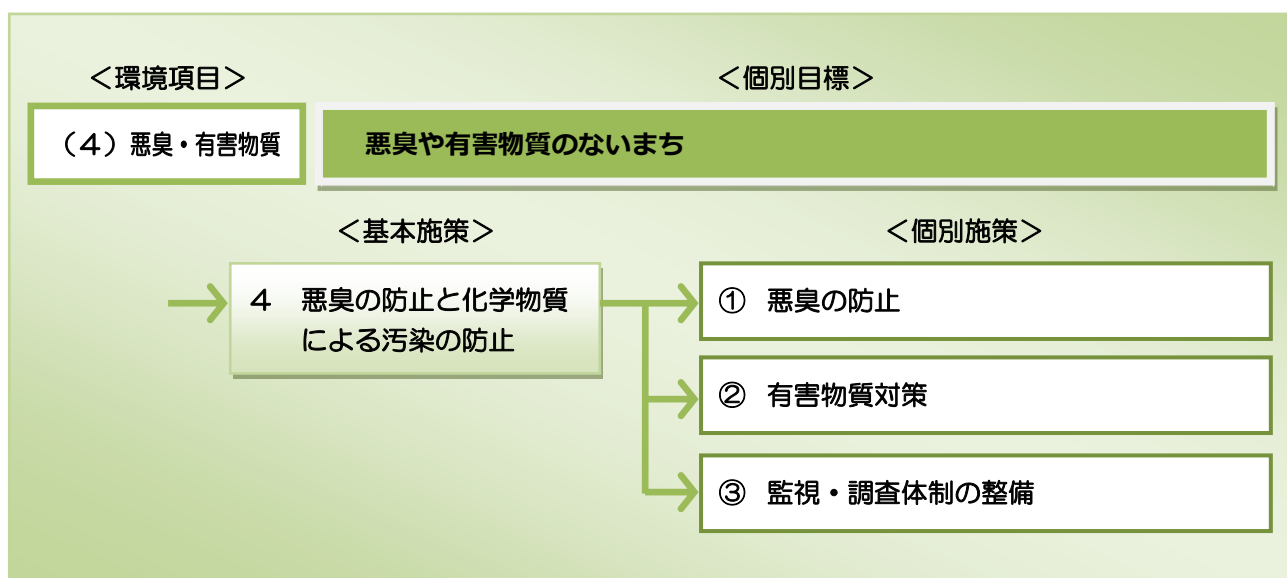
- 希少生物・身近な在来生物の保護活動を行うボランティア活動へ参加、協力します。
- 希少生物の生育・生息地に配慮した事業を推進します。
- 「動植物マップ（目録）」づくりに参加します。
- 自然とふれあえるイベントや自然観察会などへ参加、協力します。

2 生活環境

生活環境での個別施策は、環境項目ごとに定めた個別目標の実現をめざして展開するとともに、取組は主体別に設定します。

生活環境に関する個別施策は次のとおりです。





(1) 大 気

2-1

大気汚染の防止

空気がきれいなまちにします。

■ 参考となる施策指標

指標名	単位	実績値		目標値		目指す 方 向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
苦情処理件数 (大気汚染)	件	16	16	8	2	↓ DOWN
「空気のきれいさ（大気汚染・悪臭）」に満足している市民の割合	%	—	46.3	53.3	58.3	↑ UP

個別施策①：自動車排ガス低減対策

エコドライブの実施や公共交通機関の利用を促進し、自動車排ガスの削減を行うとともに、交通渋滞の緩和対策などを行い、きれいな大気環境づくりをめざします。

【行政の取組】

- アイドリングストップやエコドライブの実施により、自動車からの排出ガスの発生を抑制します。
- 自動車の購入の際は、低公害車(天然ガス自動車、電気自動車など)、低燃費車を選択します。
- 公共交通機関や自転車を利用するよう啓発します。

【市民の取組】

- アイドリングストップやエコドライブの実施により、自動車からの排出ガスの発生を抑制します。

- 自動車の購入の際は、低公害車（天然ガス自動車、電気自動車など）、低燃費車を選択します。
- 公共交通機関や自転車を利用します。

【事業者の取組】

- 従業員の社内研修などを通じて、排ガス低減への意識を深め、実践します。
- 自動車排ガスの負荷低減を推進します。
- 効率の良い運行ルート、物流拠点の整備、物品の一括購入など、物流の合理化に取り組みます。
- 自動車の購入の際は、低公害車（天然ガス自動車、電気自動車など）、低燃費車を選択します。
- 公共交通機関や自転車を利用します。

エコドライブ 10のすすめ



指 導 と 実 行
エコドライブ

エコドライブ普及推進協議会
協賛 交通エコロジー・モビリティ財団

1 ふんわりアクセル「Eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最初の5秒で、時速20km程度が目安です）。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。集らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

2 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

3 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。

4 エアコンの使用は適切に

車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機器です。夏場のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。また、冷房が必要なときは、車内を冷やしすぎないようにしましょう。たとえば、車内の温度設定を外気と同じ25℃に設定した場合、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。

5 ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車の際は、アイドリングはやめましょう^{※1}。10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に遠慮運転は不要です^{※2}。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。

6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。たとえば、1時間のドライブで渋に迷い、10分遅れ計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。

7 タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します（適正値より50kPa（0.5kg/cm²）不足した場合）。また、エンジンオイル・オイルフィルター・エアクリナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。

8 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の量さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

9 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

10 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

※1 交差点で自らエンジンを止める手動アイドリングストップは、以下の点で安全性に問題があるため注意しましょう。（自動アイドリングストップ機能搭載車は問題ありません。）
・手動アイドリングストップ中に再度かブレーキを踏むとブレーキの発熱が過剰になります。
・暑い日や寒い日や雨の日は、またナビゲーションなどの安全運転支援システムによりエンジンが停止しない場合があります。
・アイドリングなどの安全運転や燃費改善などの効果は、あくまでも目安であり、必ずしも燃費が改善されるとは限りません。
※2 一部の国産車の燃費改善など特別な状況を除き、あくまでも目安として参考にしてください。

資料：エコドライブ普及推進協議会作成ポスター

個別施策②：工場ばい煙・野外焼却対策

工場・事業所排出ガスによる大気汚染は、国・自治体が排出基準を定め、企業が対策を講じたことにより、近年では改善傾向にあります。関係機関と連携して引き続き排出ガス対策を行います。

野外焼却は、一部の例外を除いては禁止されています。今後は、野外焼却の禁止と例外の焼却行為について周辺の生活環境への配慮の指導の徹底を行います。

【行政の取組】

- 排ガスの適正処理や発生抑制、排出基準の遵守を指導します。
- 野外焼却や不適正な焼却行為の禁止を指導します。

【市民の取組】

- 野外焼却や不適正な焼却行為禁止を徹底します。

【事業者の取組】

- 排ガスの適正処理や発生抑制、排出基準を遵守します。
- 低公害型の建設機械を使用します。
- 野外焼却や不適正な焼却行為禁止を徹底します。



個別施策③：監視・調査体制の整備

工場・事業所、自動車などから発生する大気汚染物質について、奈良県と協定している大気汚染測定天理局を中心に、監視・調査体制を充実させるため、奈良県と連携を深めていきます。

【行政の取組】

- 大気汚染の防止のために、市内の環境パトロールを継続して実施します。
- 発生原因を特定し、適切な対策を図るよう指導、啓発します。
- 国・県と連携して、関連情報の適切な対応や広報を行います。
- 大気汚染の定期的な調査を行い、意識啓発に活用します。

【市民の取組】

- 市民の視点から大気の状態をチェックします。
- 異常を感じた場合は通報します。

【事業者の取組】

- 大気汚染物質の排出状況などの実態の把握を行います。
- 事業活動に伴う大気環境情報を公開します。



放射線モニタリング情報

資料：原子力規制委員会ホームページ (<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>)



奈良県内の微小粒子状物質(PM2.5)の測定データについて

今般、中国からの大気汚染物質の日本国内への流入が懸念されています。そのため、奈良県では平成26年2月13日より一統大気測定局である天理局の微小粒子状物質(PM2.5)のデータを環境省の大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君)で随時公表しています。

市内の測定局の情報が掲載中！

奈良県内の微小粒子状物質（PM2.5）モニタリング情報

資料：奈良県ホームページ「エコなら」 (<http://www.eco.pref.nara.jp/>)

(2) 水 質

2-2 水質汚濁の防止

水がきれいなまちにします。

■ 参考となる施策指標

指標名	単位	実績値		目標値		目指す方 向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
下水道水洗化率	%	89.3	90.4	97.0	100.0	↑ UP
水質検査延べ件数	件	73	73	73	73	→ 維持
苦情処理件数 (水質汚濁)	件	5	8	2	0	↓ DOWN
「池・川のきれいさ」 に満足している市民の 割合	%	—	27.2	34.2	39.2	↑ UP

個別施策①：生活排水処理対策

生活雑排水が未処理のまま放流されると市内を流れる河川、大阪湾の汚染につながります。したがって、一人ひとりが水質保全の取組を行うことが大切です。

公共下水道施設の長寿命化対策を進め、水洗化率の向上に努めるとともに、浄化槽の適正な維持管理を指導します。

【行政の取組】

- 下水道施設の長寿命化対策を進め、下水道区域内における水洗化率の向上に努めます。
- 農業集落排水の水洗化率の向上に努めます。
- 「合併処理浄化槽の整備補助金制度」の利用促進を図ります。
- 浄化槽の適正な維持管理を指導します。
- 広報などでの情報提供や啓発により、市民一人ひとりの生活排水改善の意識を高めます。

【市民・事業者の取組】

- 公共下水や集落排水が整備された場合は、早期に接続します。
- 周辺の水路の清掃など、水質汚濁防止活動へ参加します。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行います。
- 浄化槽の適正な維持管理を行います。
- 節水による生活排水の削減を実施します。
- 環境に優しい石けん、洗剤の使用などの生活排水対策を実施します。





出典：大和川清流復活ネットワーク提供

個別施策②：工場・事業所排水対策

工場・事業所などから排出される污水や廃液は、人の健康に被害を及ぼす恐れがあり、国では、水質汚濁防止法などで、それらの排水に基準を設けて規制しています。

【行政の取組】

- 工場・事業所排水の適正処理や発生抑制、排出基準の遵守を県と連携して指導します。
- 化学肥料や農薬の低減など、環境保全型農業の普及啓発を行います。



【事業者の取組】

- 工場・事業所排水の適正処理や発生抑制、排出基準を遵守します。
- 化学肥料や農薬の低減など、環境保全型農業に努めます。
- 家畜の排泄物などを、土壌改良の資材として使用する土づくりに努めます。

個別施策③：監視・調査体制の整備

工場・事業所排水、生活排水などが流入する河川における水質について、定期的な調査の実施を行うとともに、関係機関と連携した監視・調査体制を充実させます。

また、異常水質発見時には、奈良県が定める異常水質対応措置要領に基づき、速やかに対応します。

【行政の取組】

- 定期的に河川水質の調査を実施します。
- 水質汚濁の防止のために、市内の環境パトロールを継続して実施します。
- 発生原因を特定し、適切な対策を図るよう指導、啓発します。

【市民の取組】

- 市民の視点から水質の状況をチェックします。
- 異常水質等を発見した場合は通報します。

【事業者の取組】

- 水質汚濁物質の状況などの実態の把握を行います。
- 事業活動に伴う水質の環境情報を公開します。

水質の類型別基準値

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 およびA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 およびB以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級 水産2級 およびC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 およびD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 およびEの欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100mg/l 以下	2 mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/l 以上	—

(3) 騒音・振動

2-3 騒音・振動の防止						
静かな暮らしができるまちにします。						
■ 参考となる施策指標						
指標名	単位	実績値		目標値		目指す方 向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
騒音測定箇所数	カ所	18	16	16	16	→ 維持
「まちの静かさ（騒音・振動）」に満足している市民の割合	%	—	37.3	44.3	49.3	↑ UP

個別施策①：道路交通騒音・振動対策

自動車が原因となっている問題に対しては、アイドリングストップ・エコドライブの実施や公共交通機関の利用を促進し、道路・交通施策と連携した対策を実施します。

【行政の取組】

- 暴走車などの取締り強化を要請します。
- 住宅地内・通学路などにおいて、通行する自動車の速度を下げさせる道路構造・施設の導入を検討します。

【市民・事業者の取組】

- アイドリングストップの実施など、特に早朝・夜間騒音へ配慮します。
- エコドライブ（空ぶかし、急発進・急加速の自粛）を実施します。

個別施策②：工場・事業所の騒音・振動対策

工場などの事業活動に起因する問題には、各種規制の遵守の徹底を指導します。

【行政の取組】

- 事業者に対して、事業活動における騒音防止対策を啓発、各種規制の遵守を指導します。

【事業者の取組】

- 事業活動に伴い発生する騒音・振動の規制基準を遵守します。
- 夜間の営業騒音の低減、夜間操業の時間調整など、近隣に配慮します。
- 建設工事では、低騒音・低振動型建設機械を使用し、作業時間にも配慮します。

個別施策③：近隣騒音・振動対策

都市化の進展に伴い、自動車交通などによる騒音に加えて、近年では商店や飲食店・家庭などから発生するいわゆる近隣騒音が増えつつあります。

環境意識や環境マナー向上の啓発を通して、日常生活における問題の抑制を図ります。

【行政の取組】

- 生活騒音の発生を抑えるよう、広報などにより市民のマナー向上を啓発します。

【市民の取組】

- 楽器、ペットの鳴き声など、近隣の迷惑にならないように配慮します。
- 生活騒音（音響機器・自動車・バイクなど）の発生防止に努めます。

【事業者の取組】

- 店舗や事業所などにおける営業騒音の発生防止に努めます。

個別施策④：監視・調査体制の整備

工場、事業所などの騒音や振動を発生する施設については、法に基づく届け出を指導します。

また、自動車騒音については、主要幹線において計画的に調査を行い、一般騒音については、都市計画の用途地域ごとに計画的に調査を進めます。

【行政の取組】

- 定期的に自動車騒音および一般騒音の調査を実施します。
- 騒音・振動発生の防止のために、市内の環境パトロールを継続して実施します。
- 発生原因を特定し、適切な対策を図るよう指導、啓発します。
- 騒音・振動を発生する施設については、法に基づく届け出を指導します。

【市民の取組】

- 市民の視点から騒音の状況をチェックします。
- 自らの生活に影響を及ぼす騒音については通報します。

【事業者の取組】

- 騒音発生の状況などの実態の把握を行います。
- 事業活動に伴う騒音の環境情報を公開します。

(4) 悪臭・有害物質

2-4 悪臭の防止と化学物質による汚染の防止

悪臭や有害物質のないまちにします。

■ 参考となる施策指標

指標名	単位	実績値		目標値		目指す 方 向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
苦情処理件数（悪臭）	件	4	5	2	0	↓ DOWN
「空気のきれいさ（大気汚染・悪臭）」に満足している市民の割合	%	—	46.3	53.3	58.3	↑ UP

個別施策①：悪臭の防止

工場・事業所における事業活動に伴い発生する悪臭、野外焼却やごみの不法投棄や一般家庭の生活排水などから発生する悪臭は、人に不快感を与え、生活環境を損なうおそれがあり、これらの対策が求められています。

悪臭に対する意識啓発を行い、悪臭防止対策に取り組みます。

【行政の取組】

- 市民に対して、野外焼却の禁止や浄化槽の適正な維持管理による悪臭発生防止を指導します。
- 事業者に対して、悪臭発生防止を指導します。

【市民の取組】

- 野外焼却をやめ、廃棄物は適正に処理します。
- 浄化槽の適正な維持管理による悪臭発生防止に努めます。
- 周辺の水路の清掃など、悪臭発生防止活動へ参加します。

【事業者の取組】

- 事業活動における悪臭発生対策を行います。
- 野外焼却をやめ、廃棄物は適正に処理します。
- 飲食店などにおける排気方式の改善を行います。
- 浄化槽の適正な維持管理による悪臭発生防止に努めます。

個別施策②：有害物質対策

野外焼却で発生するダイオキシン類をはじめ、事業活動における化学物質として、重金属、農薬、アスベストなどがあり、これらの物質は、管理が十分でない場合、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがあります。

工場・事業所では、PRTR制度などに基づいて、特定化学物質などの有害物質を適切に管理するとともに、関係機関と連携して土壌・有害物質に対する意識啓発を行います。

【行政の取組】

- 環境クリーンセンターのダイオキシン類対策を徹底します。
- 家庭でのごみ焼却などの防止対策を促進します。
- PRTR制度により、事業所における化学物質の適正処理について、国・県と連携して適切な対応策を検討します。

【市民の取組】

- ダイオキシン類や環境ホルモンなどの発生源となるような製品の使用を控えます。
- 家庭での簡易焼却炉や野外焼却によるごみの焼却を止めます。

【事業者の取組】

- 事業活動に必要な有害化学物質を、各制度に基づき適正に管理、処理します。

個別施策③：監視・調査体制の整備

市内大気汚染測定局および環境クリーンセンターのダイオキシン類の定期的な調査と結果の公表を行うとともに、関係機関と連携して、化学物質の不法投棄防止に関する監視・調査体制を充実させます。

【行政の取組】

- 悪臭の防止のために、市内の環境パトロールを継続して実施します。
- 発生原因を特定し、適切な対策を図るよう指導、啓発します。
- 悪臭・化学物質の定期的な調査と結果の公表を行い、意識啓発に活用します。
- 市内大気汚染測定局の監視・調査体制を充実させるため、奈良県との連携を深めます。

【市民の取組】

- 市民の視点から悪臭の状況をチェックします。
- 工場、その他の事業所等から発生する悪臭があれば通報します。

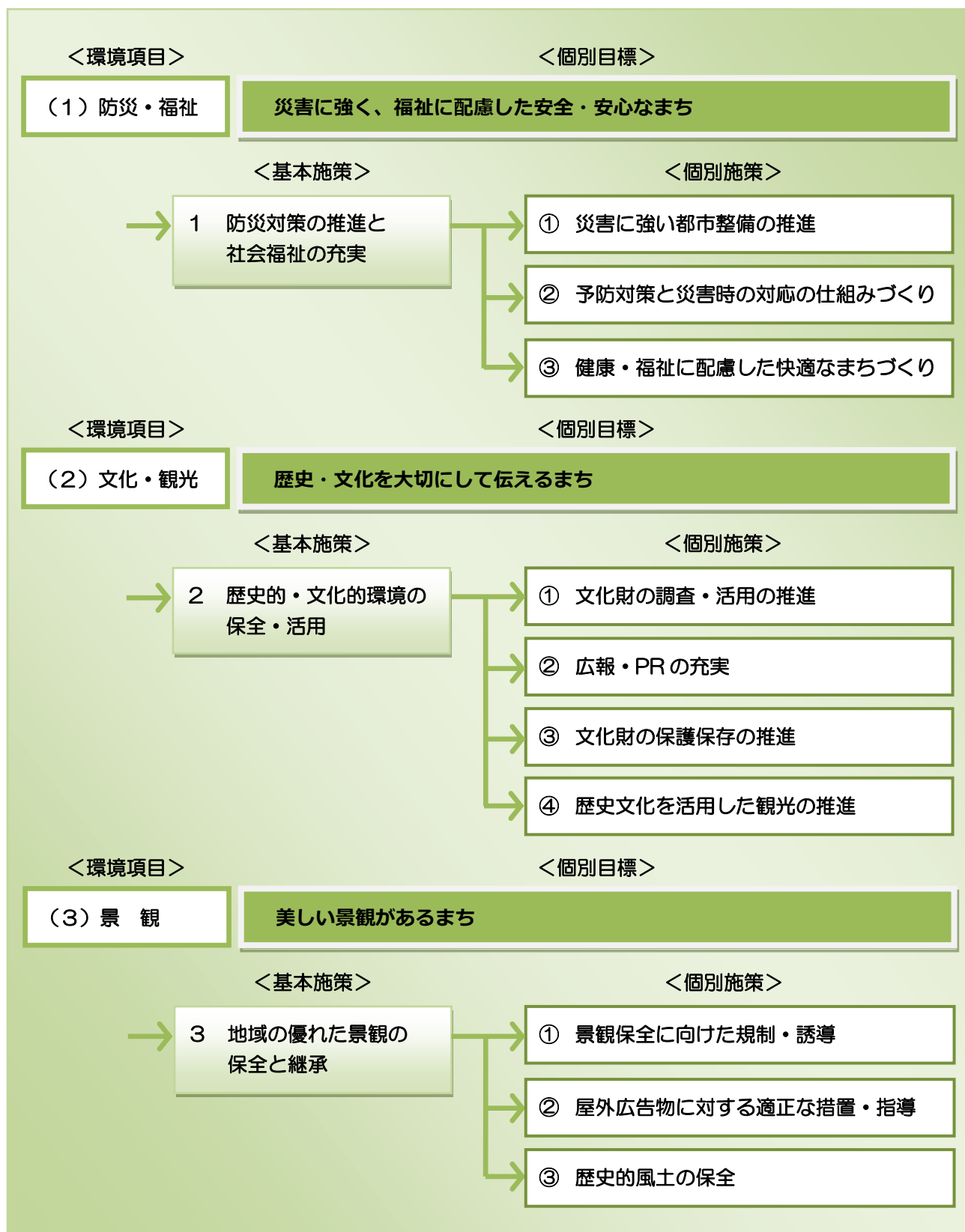
【事業者の取組】

- 悪臭・化学物質の発生・利用の状況などの実態の把握を行います。
- 事業活動に伴う悪臭・化学物質の環境情報を公開します。

3 都市環境

都市環境での個別施策は、環境項目ごとに定めた個別目標の実現をめざして展開するとともに、取組は主体別に設定します。

都市環境に関する個別施策は次のとおりです。



＜環境項目＞

（４）公園・緑地

＜個別目標＞

緑豊かな憩い集える場があるまち

＜基本施策＞

→ 4 公園の整備と市街地の
緑化の推進

＜個別施策＞

① 公園・緑地の整備

② 市街地の緑化の推進

③ 道路の緑化の推進

＜環境項目＞

（５）道路・交通

＜個別目標＞

人と環境にやさしい道路や公共交通機関が整備されたまち

＜基本施策＞

→ 5 道路環境の整備と
公共交通機関の整備

＜個別施策＞

① 道路・交通環境の整備

② 交通安全の意識啓発

③ 自動車交通量の削減

(1) 防災・福祉

3-1 防災対策の推進と社会福祉の充実

災害に強く、福祉に配慮した安全・安心なまちにします。

■ 参考となる施策指標

指標名	単位	実績値		目標値		目指す方 向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
基幹管路の耐震化率 (水道管)	%	21.6	24.4	34.9	37.8	↑ UP
高齢者になったとき も、安心して生活でき ると思う市民の割合	%	26.0	27.6	35.0	40.0	↑ UP
まちのバリアフリー化に 満足している市民の割合	%	13.9	14.9	20.0	25.0	↑ UP
大和川流域総合治水 対策整備率	%	54.6	54.6	62.5	67.5	↑ UP
自主防災組織の結成率	%	75.0	79.4	100.0	100.0	↑ UP
耐震診断助成件数	件	9	25	20	20	→ 維持
耐震改修補助件数	件	4	5	8	8	↑ UP

個別施策①：災害に強い都市整備の推進

水害や土砂災害による被害を防止するため、浸水想定区域や土砂災害危険箇所における改修工事などを推進するとともに、地震による被害を軽減するため、建築物の耐震診断・改修などの施策を促進します。

また、災害時の避難、消防、救護活動などに寄与する道路、公園などの公共施設の整備を図るなど、防災に配慮したまちづくりに努めます。

浸水による被害を軽減するために、大和川流域総合治水対策事業の流域対策を推進し減災に努めます。

【行政の取組】

- 急傾斜地崩壊危険箇所などについて、県の調査報告や市民からの情報提供により、県に要望し計画的に改修・整備を進めます。
- 耐震診断・改修工事補助金の利用促進を図り、住宅等の耐震性の向上を進めます。
- 水道施設の地震対策による耐震補強工事を推進します。
- 大和川流域総合治水対策事業の一環として、流域対策（雨水貯留浸透およびため池治水利用）施設の整備に努めます。

【市民の取組】

- 地震による住宅被害の軽減を図るための耐震診断などを活用し、自宅の耐震化を検討します。

【事業者の取組】

- 事業所などの耐震化補強を行います。

個別施策②：予防対策と災害時の対応の仕組みづくり

災害時に備え、避難勧告・防災情報の伝達体制の整備、災害対応業務を確実に実施するため、災害対応マニュアルの整備・見直し、災害対応訓練などの継続実施による災害に強いひと・組織づくりや、国、県、他市町村、防災関係機関などとの連携強化を推進し、災害対応力を向上させます。

また、災害発生に備え、避難所となる公共施設の補強、防災資機材や生活必需物資の備蓄などに取り組みます。

【行政の取組】

- 地震、洪水、土砂災害に備え、各種ハザードマップによる市民への周知を行います。
- 地域防災計画に基づく、避難、情報伝達などの総合的な防災体制を充実させます。
- 医療機関との連携強化を図り、災害時に機能する救急医療体制の構築に努めます。
- 食料・応急用資機材などの防災備蓄倉庫を整備します。
- 避難所となる公共施設について、計画的な補強を行うとともに、電源セキュリティ対策を検討するなど、災害時にも地域の防災拠点として機能する態勢を整えます。

【市民・事業者の取組】

- 地震・洪水・土砂災害ハザードマップなどを利用して、災害時の対応を考えます。
- 自主防災組織の活動に参加・協力します。



防災機能とエコ化対策を強化した学校整備のイメージ

出典：文部科学省、農林水産省、国土交通省 復興支援事業「学校の復興とまちづくり」説明資料

個別施策③：健康・福祉に配慮した快適なまちづくり

道路、公園、市営住宅などの公共施設について、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを行い、年齢や性別、障害の有無などに関わらず、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

また、利用者がマナーを守り、人を思いやる気持ちを持ってもらうよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を進めます。

【行政の取組】

- すべての人に配慮した、だれでもが暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 公共施設・民間施設のバリアフリー化を推進します。
- バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発を進めます。

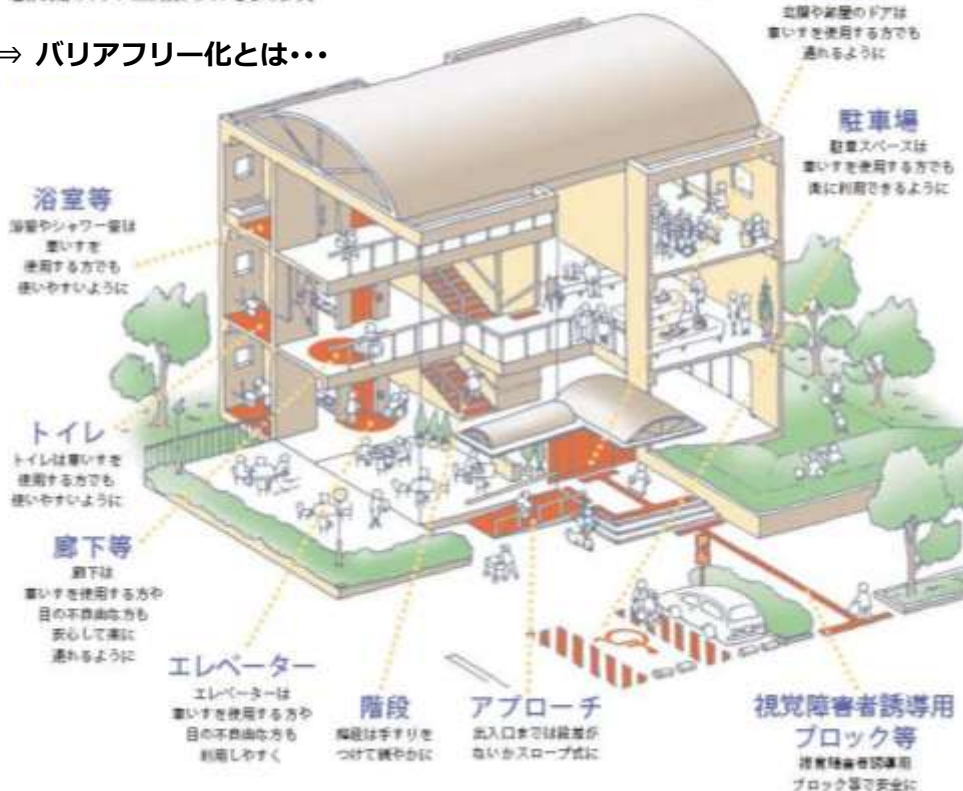
【市民・事業者の取組】

- バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方への理解を深めます。
- 民間施設のバリアフリー化を推進します。

ハートのあるビルをつくらう

劇場や銀行、ホテル、コンビニエンスストアなど、誰もが日常利用する建築物。
老人ホームや身体障害者福祉ホームなど、お年寄りや体の不自由な方が主に利用する建築物。
事務所や学校、マンションなど、多くの方が利用する建築物は、社会全体の財産です。
お年寄りや車いすを使用する方も、目の不自由な方や耳の不自由な方も、子どもや妊娠中の方も、皆が利用しやすい建築物にしましょう。

⇒ バリアフリー化とは・・・



バリアフリー化（ハートビルの例）

出典：国土交通省 バリアフリー法パンフレット「ハートのあるビルをつくらう」

(2) 文化・観光

3-2 歴史的・文化的環境の保全・活用

歴史・文化を大切にして伝えるまちにします。

■参考となる施策指標

指標名	単位	実績値		目標値		目指す方 向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
黒塚古墳展示館年間入館者数	人	18,699	19,031	20,000	26,000	↑ UP
広報PR活動数	回	9	13	10	10	→ 維持
広報PR活動の参加者数	人	2,393	5,264	2,500	2,500	→ 維持
大和・柳本古墳群の国史跡指定古墳の基数	基	2	2	5	6	↑ UP
遺跡・古墳等説明板設置件数	件	62	63	65	68	↑ UP
「歴史的文化遺産の保存」に満足している市民の割合	%	—	45.0	50.0	55.0	↑ UP
「地域での文化的な行事」に満足している市民の割合	%	—	34.5	34.5	34.5	→ 維持

個別施策①：文化財の調査・活用の推進

大和・柳本古墳群の保護保存策として史跡指定を進めるとともに、説明板の整備など資料公開に努め、黒塚古墳展示館の入館者の増加にもつなげていきます。

発掘調査によって出土した豊富な遺物を、市民が利用しやすい文化センターを活用し展示会や公開講座の充実を図ります。

出土遺物を保管するための収蔵施設が手狭となるため、整理施設や収蔵庫の整備を図りながら、年間を通して市民に公開活用できる常設施設を検討します。

【行政の取組】

- 歴史的に重要な文化財の保護保存を推進し、史跡や重要文化財の指定に努めます。
- 市内にある数多くの文化財の調査・研究を推進し、市民に公開します。
- 無形民俗文化財の保存・継承を図るため、保存会の活動を支援します。

【市民の取組】

- 重要な遺跡や古墳の保護保存に協力します。
- 伝統行事や無形民俗文化財の保存・継承などを行う保存会活動に協力します。

【事業者の取組】

- 重要な遺跡や古墳の保護保存に協力します。
- 伝統行事や無形民俗文化財の保存・継承などを行う保存会活動に協力します。

個別施策②：広報・PRの充実

現地説明会や展示会の情報アクセスは、テレビ、新聞、天理市埋蔵文化財センターだより、市ホームページなどで紹介します。

【行政の取組】

- 開発により消滅する埋蔵文化財の記録保存を行い、調査報告書を作成します。
- 遺跡や古墳などに説明板を設置し、文化財の周知に努めます。
- 文化財の展示会や現地説明会・遺跡見学会などを行います。

【市民の取組】

- 重要な遺跡や古墳の保護保存に協力します。
- 文化財の展示会や見学会などに参加します。

【事業者の取組】

- 重要な遺跡や古墳の保護保存に協力します。
- 文化財の公開や見学会などに協力します。



出典：「天理市埋蔵文化財センターだより vol.16」

個別施策③：文化財の保護保存の推進

大和・柳本古墳群の歴史と文化財の価値をより全国の人々に知っていただくために、特に緊急に保存を要する古墳から「国史跡指定」を要望し保存と活用を進めていきます。

【行政の取組】

- 緊急に保存を要する古墳から史跡指定を行い、文化財の保護保存を推進します。
- 現地説明会や見学会を通じて保護保存の意識啓発を行います。
- 文化財の保護保存に相応しい景観保全を支援します。

【市民の取組】

- 緊急を要する古墳の史跡指定に協力します。

【事業者の取組】

- 緊急を要する古墳の史跡指定に協力します。
- 文化財保護に配慮した開発事業に努めます。



黒塚古墳展示館の様子

個別施策④：歴史文化を活用した観光の推進

本市の自然・歴史・文化を活かしながら、地元大学や天理教の文化施設をはじめ、商業や農業などと連携しながら、体験型観光や学習型観光、商品開発などを行い、新たなまちの魅力となる観光資源の再発見と活用をめざします。

また、観光まちづくりのためには、市民の理解と協力が欠かせないため、市民によるボランティアガイド人材を育成し、活動の充実を図ります。

【行政の取組】

- 植物観察ハイキング、ウォーク&クリーンハイキングなどを通じて、本市の歴史文化とともに、自然にふれ、親しむことができる観光プログラムを充実させます。
- ボランティアガイドの会と連携し、講座を実施するなど、市民ボランティアガイドの一層の充実を図ります。
- 地域活動との連携や魅力あるイベントづくりなど、市民が観光振興に楽しく参加できる機会や環境づくりの充実に努めます。
- 来訪者に対する環境保全意識の醸成を図ります。

【市民の取組】

- 観光ガイドを行うボランティア活動へ参加します。
- 市民参加型の観光まちづくりに協力します。

【事業者の取組】

- 観光ガイドを行うボランティア活動へ参加・協力します。
- 市民参加型の観光まちづくりに協力します。



(3) 景 観

3-3 地域の優れた景観の保全と継承						
美しい景観があるまちにします。						
■ 参考となる施策指標						
指標名	単位	実績値		目標値		目指す方 向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
天理らしい景観がつくられていると感じている市民の割合	%	33.3	—	55.0	60.0	↑ UP
違反広告物簡易除却数	件	1,292	776	700	600	↓ DOWN
違反広告物簡易除却ボランティア団体数	団体	10	—	10	10	→ 維持
「まちなみ・景観のきれいさ」に満足している市民の割合	%	—	37.7	43.7	48.7	↑ UP

個別施策①：景観保全に向けた規制・誘導

宗教文化都市としてのまちなみを保全するため、開発計画などについては、都市計画法、県景観計画（重点景観形成区域として山の辺地域沿道区域、郡山インターチェンジ周辺沿道区域を指定）・条例および天理市開発指図書要綱などに基づき適切な規制・誘導を行います。

また、高度地区指定による建物の高さの制限について検討します。

【行政の取組】

- 良好な都市景観を保全・形成します。
- 公共事業や開発事業における景観整備を推進します。
- 地区計画制度や建築協定・緑地協定を促進し、良好な都市環境の誘導を図ります。
- 魅力ある景観づくりのための条例の検討を行います。

【市民の取組】

- 家などの新・改築時には、景観に配慮するよう努めます。
- 良好な生活空間や景観の創出のため、まちづくりに積極的に参加・協力します。

【事業者の取組】

- 事業所の建物や施設は、地域景観とのバランスに配慮します。

個別施策②：屋外広告物に対する適正な措置・指導

屋外広告物法、奈良県屋外広告物条例および市規則により、適正な指導・措置を行うとともに、ボランティア活動による違反広告物簡易除却を進めます。

【行政の取組】

- 屋外広告物の掲示方法などの基準の遵守を指導します。
- 違反広告物の撤去は、ボランティア団体と協働して取り組みます。

【市民の取組】

- 違反広告物の撤去を行うボランティア活動に参加します。

【事業者の取組】

- 事業所や路上への美観を損なう看板などの設置は止めます。
- 屋外広告物の掲示方法などの基準を遵守します。

個別施策③：歴史的風土の保全

古都保存法および天理市風致地区条例による法的規制により保全を図り、市民共有の財産である歴史的風土の保全を図ります。また、日本最古の道といわれる「山の辺の道」の景観保全を図ります。

【行政の取組】

- 景観保全のために、古都保存法、天理市風致地区条例による許可、届出により建築物・工作物・屋外広告物などの形態や意匠などの規制を行います。
- 歴史的建造物や文化財、伝統的行事などの歴史的文化的遺産・景観の保全と活用を推進します。

【市民の取組】

- 山の辺の道の清掃活動に参加します。
- 地域の祭りや伝統芸能を次世代の子どもたちに継承します。

【事業者の取組】

- 山の辺の道の清掃活動に参加します。
- 宅地開発や建築事業にあたっては、歴史的文化的遺産の保全や、周辺景観へ配慮します。

(4) 公園・緑地

3-4 公園の整備と市街地の緑化の推進

緑豊かな憩い集える場があるまちにします。

■ 参考となる施策指標

指標名	単位	実績値		目標値		目指す方向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
市民一人当たりの都市公園面積	m ²	5.1	5.1	5.1	5.1	→維持
都市公園面積	ha	34.51	34.51	34.51	34.51	→維持

個別施策①：公園・緑地の整備

公園・緑地は、周辺に住む子どもの遊び場、市民の憩いの場だけでなく、避難場所として重要な役割を果たします。

今後の公園整備に際しては、今後さらに少子高齢化が進んでいくという前提に立って、身近な公園の整備・改修を心がけるとともに、都市防災や自然環境の保全・創造に寄与するものとするなどの機能面を考慮した整備・改修に努めます。

【行政の取組】

- 既存の公園における老朽化した施設の改修を進め、子どもたちが安心して遊べる快適な公園をつくれます。
- 地域のニーズを盛り込んだ公園の整備・改修を行います。

【市民の取組】

- 公園の整備・改修において、地域のニーズを盛り込むために計画段階から参加します。
- 公園の維持管理に協力します。

【事業者の取組】

- 公園や緑の整備事業に協力します。
- 公園の維持管理に協力します。
- 緑地を十分に確保した工場・事業所計画を検討します。



個別施策②：市街地の緑化の推進

良好な都市環境の形成のためには、森林・農地の保全や、公園の整備などと併せて、公共施設や民有地の緑化によって、緑豊かな都市づくりを進めることが不可欠です。

公共施設や民有地の緑化に当たっては、自然環境との調和に留意します。

【行政の取組】

- 公共施設の緑化の推進を図ります。
- 学校においては、学校ビオトープの整備について検討します。
- 地区計画制度や建築協定・緑地協定を促進し、良好な都市環境の誘導を図ります。

【市民の取組】

- 地区計画制度や緑地協定を活用して、住宅の外観や敷地の植樹などは、地域景観とのバランスに配慮した、住環境整備の自主的な取組を行います。
- 地域の美化・清掃活動に参加します。
- 家の庭やベランダなどへの植栽や鉢植え、生垣の設置など、家庭での緑化に努めます。

【事業者の取組】

- 事業所の建物や施設は、地域景観とのバランスに配慮します。
- 地域の美化・清掃活動に参加します。
- 事業敷地内の緑化に努めます。



個別施策③：道路の緑化の推進

街路樹は道を行くひとに潤いを与えるだけでなく、ちりやほこりを吸着したり、騒音を軽減する効果があると言われています。

道路の緑化に当たっては、都市防災などに配慮し、住民理解を得ながら、景観に沿った樹木せん定や植栽を行います。

【行政の取組】

- 都市計画道路などについて、植樹帯・緑地帯の整備を推進します。
- 既存道路を改修する際は、自動車や歩行者空間を確保しながら、植栽適地箇所への高木や低木の植樹を推進します。

【市民の取組】

- 街路樹の落ち葉を清掃するなど、緑の維持管理に協力します。
- 街路緑化事業に協力します。

【事業者の取組】

- 街路樹の落ち葉を清掃するなど、緑の維持管理に協力します。
- 街路緑化事業に協力します。
- 事業所の接道部における緑化に努めます。
- 敷地内の樹木や生け垣などは、適切にせん定などを行い、維持管理に努めます。

(5) 道路・交通

3-5 道路環境の整備と公共交通機関の整備

人と環境にやさしい道路や公共交通機関が整備されたまちにします。

■ 参考となる施策指標

指標名	単位	実績値		目標値		目指す方 向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
都市計画道路進捗率	%	54.1	54.9	56.0	58.0	↑ UP
市道改良率	%	35.6	36.2	38.1	39.6	↑ UP
歩道のバリアフリー化の延長	m	6,179.0	6,925.0	8,165.0	9,515.0	↑ UP
放置自転車撤去台数	台	1,479	1,352	1,350	1,350	↓ DOWN
公共交通機関の整備に満足している市民の割合	%	28.0	25.0	40.0	45.0	↑ UP

個別施策①：道路・交通環境の整備

道路の整備、改修にあたっては、今後さらに少子高齢化が進んでいくという前提に立って、可能な限り歩車分離を徹底するとともに、交通流の円滑化対策、バリアフリー化対策、さらには国などと連携して、環境にやさしい乗り物の普及の支援を行います。

【行政の取組】

- 将来交通量、防災面、生活面などを勘案して道路整備、歩道整備・改修、交差点の改良を推進します。
- 歩行者の安全を脅かす放置自転車対策を行います。
- 既存の道路の整備と併せて、歩道の段差解消などのバリアフリー化を推進します。
- 環境にやさしい乗り物（天然ガス自動車、電気自動車）の普及を支援するためのインフラ（充填・充電設備）整備について、国・県・事業者から情報収集します。

【市民の取組】

- 緊急車両の通行の妨げ、交通渋滞の原因となる車の違法・迷惑駐車を自粛します。
- 駐輪禁止区域や歩道に自転車を置かないよう配慮します。
- 低公害車（天然ガス自動車、電気自動車など）の利用を検討します。

【事業者の取組】

- 従業員やお客に対して駐輪場・駐車場を確保します。
- 低公害車（天然ガス自動車、電気自動車など）の利用を検討します。

個別施策②：交通安全の意識啓発

エコドライブに努めることが安全にも繋がることを認識し、学校や地域および事業所における交通安全教育や安全パトロールなどの取組を推進することで、一人ひとりの安全の意識啓発、高揚を図ります。

【行政の取組】

- 交通安全に関する自主的な活動を支援します。
- 地域、学校、事業所、各種団体と連携を強化します。
- 高齢者・障害者・児童にやさしい交通マナー、交通安全教育を推進します。
- 違法・迷惑駐車への追放に向けたパトロールやキャンペーンを行います。



【市民の取組】

- 交通安全指導員などによる交通安全指導および教育へ参加します。
- 地域、PTA、子ども会などによる交通安全に関する自主的活動へ参加します。

【事業者の取組】

- 地域、学校、事業所、各種団体との連携に基づく街頭啓発などのイベントへ参加・協力します。
- 従業員の交通安全に対するモラルの向上を図る教育を実施します。

個別施策③：自動車交通量の削減

鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性を高め、高齢化社会に対応した、人にやさしい交通網を形成していきます。

【行政の取組】

- 鉄道の利便性向上を図るため、鉄道駅の交通結節点機能の充実を図ります。
- コミュニティバスの利便性の向上を図ります。
- レンタサイクルの利用など、自動車を利用しない市民生活・観光スタイルを提唱します。

【市民の取組】

- 公共交通機関を積極的に利用します。

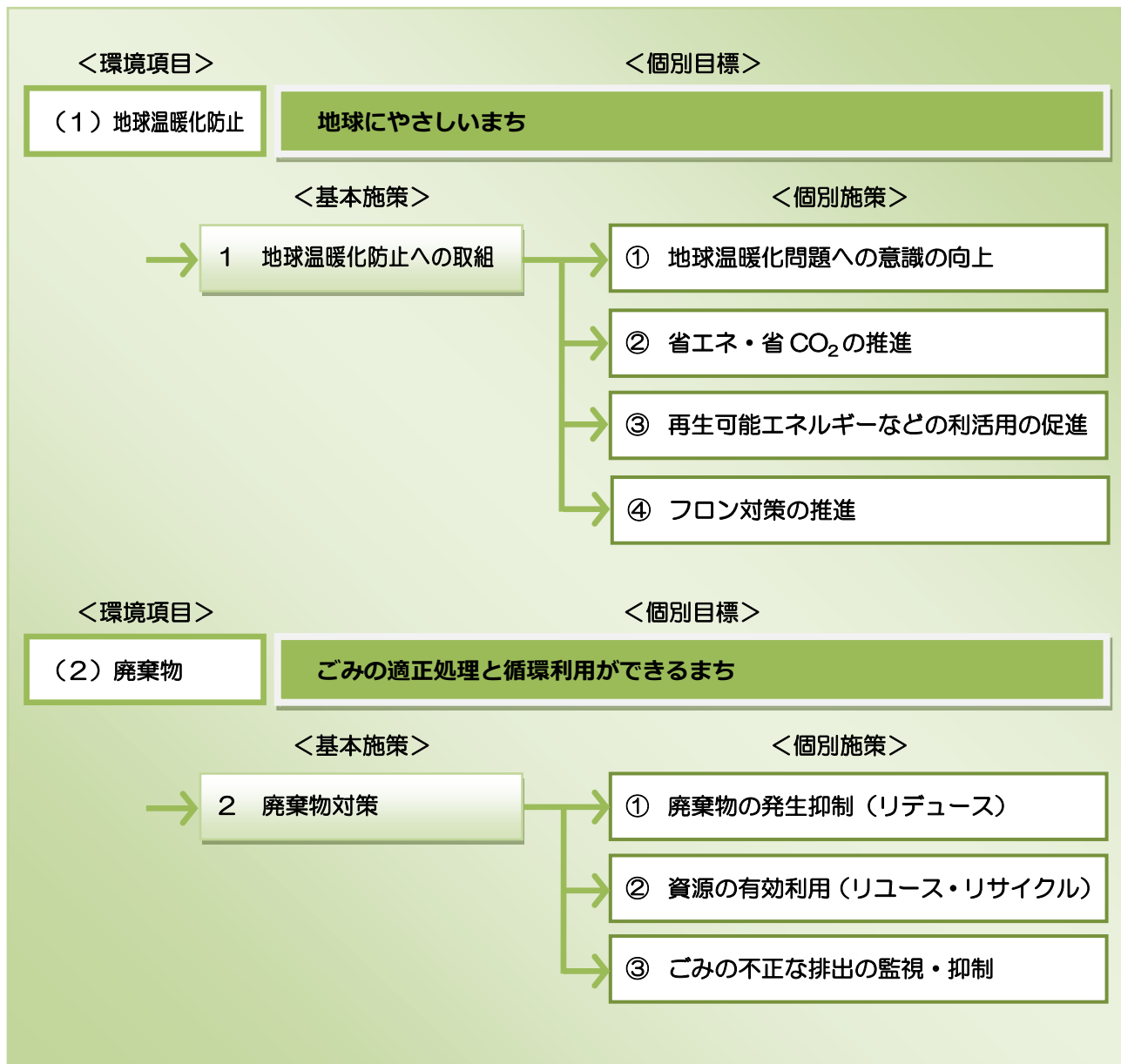
【事業者の取組】

- 効率の良い運行ルート、物流拠点の整備、物品の一括購入など、物流の合理化に取り組みます。

4 地球環境

地球環境での個別施策は、環境項目ごとに定めた個別目標の実現をめざして展開するとともに、取組は主体別に設定します。

地球環境に関する個別施策は次のとおりです。



(1) 地球温暖化防止

4-1 地球温暖化防止への取組						
地球にやさしいまちにします。						
■ 参考となる施策指標						
指標名	単位	実績値		目標値		目指す方 向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
市域の温室効果ガス排出量	t (CO ₂)	412,157 (平成 22)	—	406,331	403,094	↓ DOWN
市役所業務に係る温室効果ガス排出量	t (CO ₂)	10,576	12,879	10,324	9,757	↓ DOWN
「市民・事業者の省エネ・省 CO ₂ に対する意識」に満足している市民の割合	%	—	20.5	26.5	31.5	↑ UP
「省エネ・省 CO ₂ 対策の進展」に満足している市民の割合	%	—	26.3	32.3	37.3	↑ UP

個別施策①：地球温暖化問題への意識の向上

オゾン層破壊や地球温暖化などの地球環境問題の多くは、大量生産・大量消費・大量廃棄という私たちの日常の暮らしや経済活動と深く関わっています。

一人ひとりが、地球温暖化問題に関心を持てるように情報収集・提供を行います。

【行政の取組】

- 地球温暖化防止に関する情報を収集・整理して、意識啓発に活用します。
- 市域全体のエネルギー消費実態が把握できるシステムを構築し、地球温暖化防止対策を市域全体で推進します。
- 本市の事務事業を対象とした「天理市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出・発生抑制を図ります。
- 事業者への環境マネジメントシステム導入を促進するため啓発します。

【市民の取組】

- 地球温暖化問題について学び、自分でできることを一つ一つ実践します。

【事業者の取組】

- 従業員の社内研修などを通じて、地球温暖化防止への意識を深め、実践します。

個別施策②：省エネ・省CO₂の推進

節水・節電の徹底、省エネ・省CO₂機器などへの買い替え推進、公共交通・自転車の利用促進など環境負荷低減効果が期待できる様々な対策を推進します。

また、低炭素型まちづくりに向けて、市民や事業者の快適性と省エネ・省CO₂を両立した新しいインフラのまちづくりとなる「スマートコミュニティ」の推進を検討します。

<参考> 低炭素まちづくりのイメージ



出典：国土交通省 HP

【行政の取組】

- クールシェア・ウォームシェアを啓発し、取り組みます。
- 省エネ・省CO₂に関する情報の提供と意識啓発を行います。
- エコドライブの実践や、低燃費・低公害車への買い替えを推進し、市民・事業者に対してはこれらのメリットなどを啓発します。
- 公共交通の利便性向上、自転車の利用を促進するよう啓発します。
- 「スマートコミュニティ」等のまちづくりの潮流を整理し、低炭素まちづくりのあり方を検討します。

【市民の取組】

- エネルギーの効率的な利用、省CO₂に取り組み、エコな生活様式へ転換します。
- 電化製品などを購入する際は、省エネ・省CO₂型の機器を選択します。
- 白熱灯から蛍光灯・LED照明への転換を検討します。
- 給湯機器を交換・購入する際は、高効率給湯器を検討します。

- 住宅の新築・改築の際には、高断熱などにより省エネ性能の高いエコ住宅を選択します。
- エコドライブの実践や、低燃費・低公害車への買い替えをします。
- 移動の際は公共交通機関や自転車・徒歩を積極的に利用します。
- クールシェア・ウォームシェアに取り組みます。

【事業者の取組】

- エネルギーの効率的な利用、省CO₂に取り組み、エコな事業活動へ転換します。
- IT機器や事務機器を購入する際は、省エネ・省CO₂型の機器を選択します。
- 白熱灯から蛍光灯・LED照明への転換を検討します。
- 給湯機器を交換・購入する際は、高効率給湯器を検討します。
- 省エネ・省CO₂型の施設・事務所への改修・建設を推進します。
- エコドライブの実践や、低燃費・低公害車への買い替えをします。
- 移動の際は公共交通機関や自転車・徒歩を積極的に利用します。
- 物流の合理化に取り組みます。
- クールシェア・ウォームシェアに取り組みます。

コラム：「地球温暖化」とは？

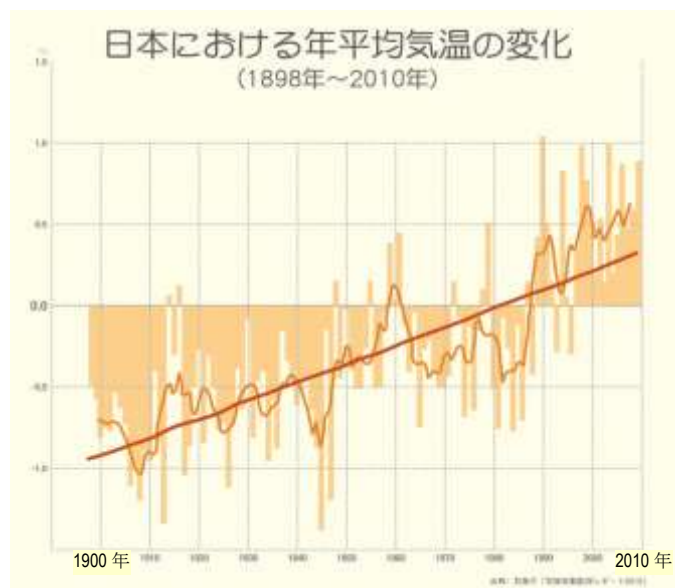
CO₂などの「温室効果ガス」の影響により、地球の平均気温が徐々に上昇することを言います。

私たちの生活や産業活動によって、「地球温暖化」の現象が起きています。

地球温暖化の影響

- ・ 異常気象 ・ 自然災害の多発
- ・ 水や大気汚染
- ・ 生き物たちの異変 など

「地球温暖化」を食い止めるため、天理市は市民・事業者のみなさまとともに、さまざまな取組を行うことを考えています。



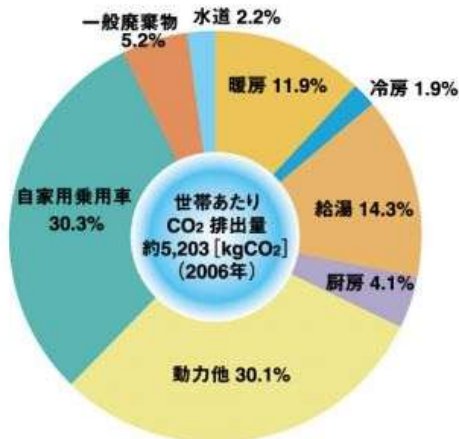
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

私たちができること

ーうちエコ！アクション①ー

現在、国民1人あたりが家庭から排出する二酸化炭素は1日平均で約6 kg。
自分にできることからひとつひとつ、取組を積み重ねて二酸化炭素の排出量を減らしましょう。

家庭からの二酸化炭素排出量



出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス
「日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2006年度)」
(2008.7.9発表)

お風呂／トイレで



シャワーの利用時間を1日1分短くする	74g
風呂の残り湯を洗濯に使いまわす	7g
入浴は間隔をあげずに行う	86g
使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める	15g

キッチンで

炊飯器の保温をやめる	37g
ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する	5g
冷蔵庫にものを詰め込み過ぎない	18g
冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する	19g



リビングで

テレビを見ないときは消す	13g
1日1時間パソコンの利用を減らす(デスクトップ型パソコン)	13g
主電源をこまめに切って待機電力を節約	65g
夏の冷房時の設定温度を26℃から28℃に2℃高くする。	83g
冬の暖房時の設定温度を22℃から20℃に2℃低くする。	96g



※数字は1人1日あたりのCO₂削減量
出典：チーム・マイナス6% (環境省) HP
めざせ！1人1日1kgCO₂削減「私のチャレンジ宣言」より

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

私たちができること

—うちエコ！アクション②—

ものを買うときは、必要なものを必要な量だけ、が原則ですが、
購入するときには出来るだけ環境によいものを選びましょう。

① 買い物袋を持ち歩く。



② 包装の少ないものを選ぶ。



③ 洗剤などは、中身の詰め替えができるものを選ぶ。



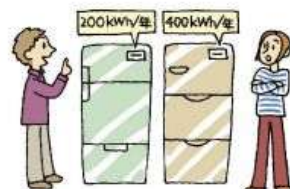
④ 電球が切れた場合には、電球形蛍光灯に取り替える。



⑤ 繰り返し使えるリターナブル瓶を使う。



⑥ エネルギー効率の良い家電製品を選ぶ。



⑦ 燃費の良い車を選ぶ。



⑧ リサイクル商品を購入する。



⑨ 買い物には、鉄道や自転車を利用したり、歩いて行く。



環境に配慮した製品についているマークを参考に、
グリーン購入を心がけましょう。



エコマーク

「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通じて環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた文具などの商品につけられています。



省エネ性マーク

省エネ基準を満たしたエアコン、蛍光灯器具、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油沸水機器、電気圧力釜、電子計算機、電気ディスク装置についている。緑色のラベルは省エネ基準達成率100%以上の製品。



国際エネルギースターマーク

待機時消費電力に関する基準を満たしたコンピュータ、プリンタ、FAX、コピーなど8つのOA機器についている。



グリーンマーク

グリーンマーク

トイレトペーパー、コピー用紙、ノートなど古紙を規定の割合以上利用した製品についている。



統一省エネラベル

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫については機種単体のエネルギー消費量が大きく、製品毎の省エネ性能の差が大きいことから、省エネラベリング制度及び年間の目安電気料金に加え、多段階評価制度を組み合わせた統一省エネラベルによる表示を定めています。

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

私たちができること

—自然を感じる家へ—

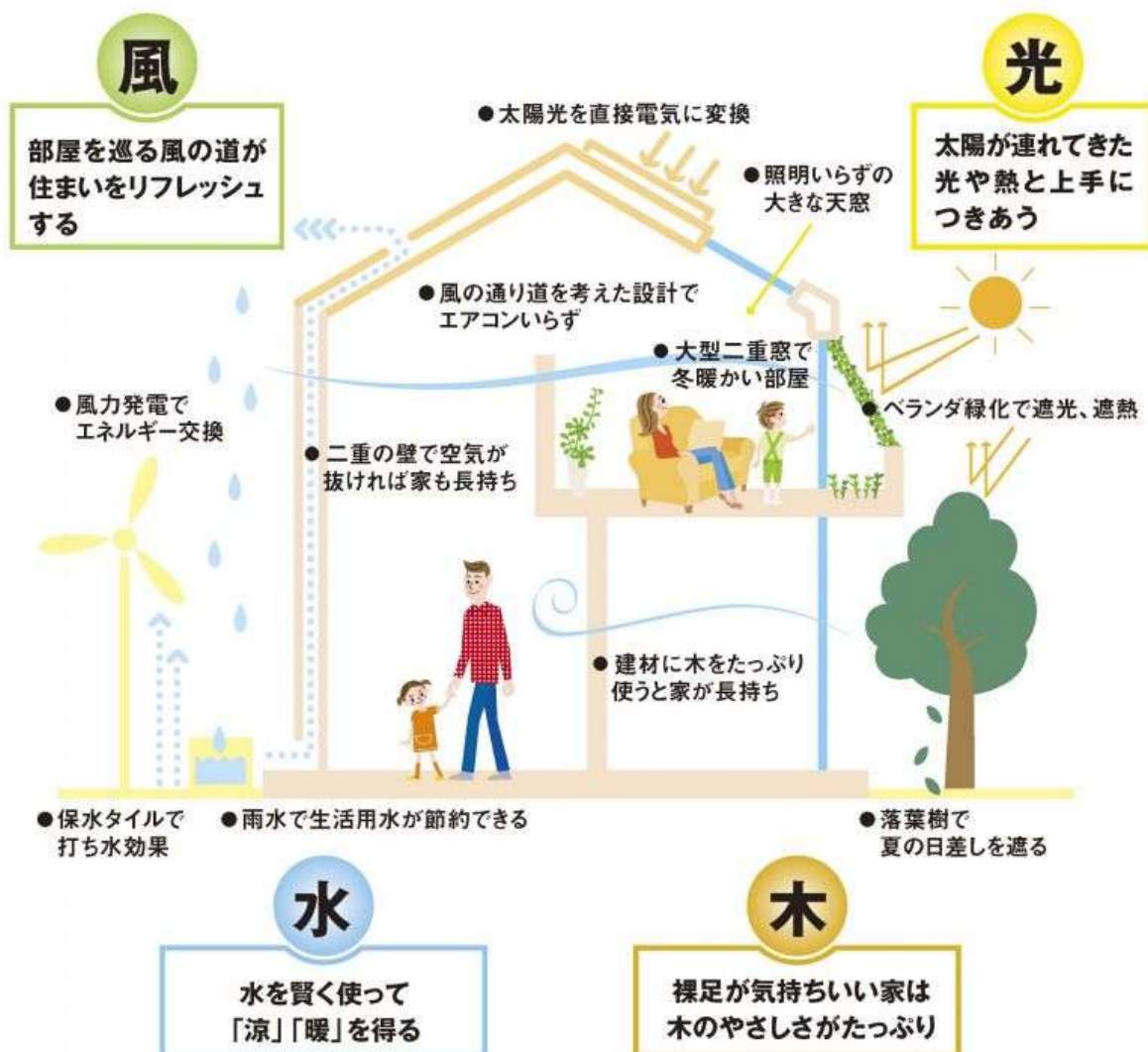
心地よく暮らせて省エネもできる。そんな賢い住まいを作る！
そのヒントは昔から日本の風土に根づいてきた、風に親しみ光を感じる暮らし。
ムリに何かを削るのではなく、自然の持つ力を最大限に生かす工夫を加えて、
もっと豊かに住みこなしていく。人に心地よく、地球にもやさしい
「エコ・リユクス」なアイデアをわが家にもぜひ採り入れてみよう。

「夏涼しい家」のポイント

日射遮蔽：庭には木を、屋上には芝生を、
壁やベランダにはツタ植物を植えて、
緑のカーテンで熱を遮ろう。
換気：家の中に「風の道」をつくろう。

「冬暖かい家」のポイント

断熱：暖めた熱を外に逃がさないようにするた
めに、断熱のしっかりした家を建てよう。
気密：暖かい空気を逃がさないよう、すきま
風をシャットアウトしよう。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

オフィスでできる 温暖化対策ヒント集

室温の管理

- 冷暖房の温度は、夏28度、冬20度を目安
- 夏の軽装（ノーネクタイ等）で効率アップ
- エアコンなどのこまめな清掃
- エアコン室外機の日よけ
- カーテン、ブラインドなどを活用
- 春、秋はできるだけ窓を開けて涼しく



▲銀行もノーネクタイ

照明、OA機器などの節電

- 晴れた日は窓際の照明を消灯
- 日中は廊下や階段の照明を消灯
- 会議室、トイレなど使用後の消灯
- 昼休みなど休憩時間に消灯し、パソコンも電源を切る
- 残業時の部分消灯
- プリンタやコピー機は、節電モードを活用
- コピーを使った後はリセットボタンで設定解除
- テレビを見ないとき主電源を切る
- 電気ポットの削減と魔法瓶の復活
- エレベータの利用を少なく



▲昼休みの消灯本数を数え節約電力量を記録

節水

- 手洗い、歯磨きの際のこまめな水止め
- 水道の減圧調整
- 蛇口に節水コマ等を取り付け
- 湯飲み洗いに洗剤のいらぬアクリルタワシを利用
- 雨水貯留タンクなどにより雨水を利用
- トイレに「擬音装置」を設置
- 節水型の水洗トイレを導入



▲地下タンクに雨水貯留

新エネルギーや省エネ型機器の導入

- 太陽光発電、太陽熱利用により太陽エネルギーを利用
- 風力、水力などの自然エネルギーを利用
- 木くず、生ゴミ、廃食油などバイオマスエネルギーを利用
- コージェネレーションやヒートポンプなどによりエネルギー効率を向上
- 白熱灯から蛍光灯への切り替え
- インバータ照明や省エネルギー型空調機を導入
- 二重ガラスや断熱材を使用し建物の断熱性を向上
- パソコン、プリンタ、コピー機などOA機器は省エネタイプを選択
- 冷蔵庫、飲料自動販売機などを省エネタイプへ切り替え
- 照明機器への人感センサを設置
- 高輝度誘導灯を導入



▲太陽熱と太陽光の利用

出典：奈良県パンフレット「エコオフィスで地球環境を守ろう!!」

オフィスでできる 温暖化対策ヒント集

屋上緑化、敷地内緑化

- 建物の屋上や壁面を緑化
- 敷地内を緑化



▲屋上緑化

自動車利用

- エコドライブ（急発進、急加速の抑制、停車時のエンジン停止など）
- タイヤ空気圧の点検など定期的な点検整備
- 共同配送の利用、輸送の計画化で輸送を合理化
- ハイブリット車、天然ガス車など低公害車を導入



▲安全運転と関連づけたエコドライブ啓発

公共交通機関利用奨励

- 電車、バスなど公共交通機関を利用
- 近距離の徒歩、自転車利用



グリーン製品の購入

- 古紙配合紙を利用
- 両面印刷、両面コピーを徹底
- 使用済み用紙、使用済み封筒を再利用
- 使い捨て製品（紙コップ、紙皿など）の使用抑制
- 再利用又はリサイクルしやすい製品を優先利用
- 簡易包装、詰め替え式製品を利用
- 再生資源を使った製品を優先利用
- 間伐材などを使った製品を利用



▲コピー紙の裏面利用

ごみ分別の徹底

- 分別回収ボックスを設置し、紙、空き缶、ガラス瓶などを適正に分別
- 食べ残しや食品の残りは、たい肥などに再利用
- 使える不要品を捨てずに有効利用できるところに譲渡



▲分別の徹底

出典：奈良県パンフレット「エコオフィスで地球環境を守ろう!!」

個別施策③：再生可能エネルギーなどの利活用の促進

省エネ・省CO₂に対して、太陽光などの再生可能エネルギーは重要な役割を果たします。

本市でも補助金などによる市民や事業者への支援、公共施設への導入など、再生可能エネルギーの利活用に取り組んできました。

今後は、太陽光以外のリサイクルエネルギーの利用も検討を進め、市域における再生可能エネルギーの利活用の促進に努めます。

【行政の取組】

- 公共施設において、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 家庭のみならず、事業者を対象とした再生可能エネルギーなど導入促進のための情報提供を行います。
- 再生可能エネルギーを利用したシステムの設置に対する補助制度創設を検討します。
- 廃棄物発電、廃熱利用、バイオマスなどリサイクルエネルギーの可能性を調査し、その情報提供や普及・意識啓発を推進します。

【市民の取組】

- 太陽光発電設備など、再生可能エネルギーを利用したシステムの設置を検討します。
- 再生可能エネルギーなどの活用に伴う補助制度を利用します。

【事業者の取組】

- 再生可能エネルギーなどに関する情報を収集し、その利用の可能性について考えます。

個別施策④：フロン対策の推進

オゾン層破壊物質であるフロンガスについて、国・県と連携して適正処理の啓発を行います。

【行政の取組】

- オゾン層保護に関する理解とフロンガスの適正処理の啓発を行います。

【市民の取組】

- フロン使用製品の回収に協力します。

【事業者の取組】

- フロン使用製品の回収への協力、適正処理を徹底します。

(2) 廃棄物

4-2 廃棄物対策

ごみの適正処理と循環利用ができるまちにします。

■ 参考となる施策指標

指標名	単位	実績値		目標値		目指す方 向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
ごみ総排出量原単位	g/人・日	1,001	984	948	893	↓ DOWN
リサイクル率	%	11.3	10.0	14.9	16.4	↑ UP
「ごみの処理・リサイクル活動」に満足している市民の割合	%	—	49.6	52.0	55.0	↑ UP
「まちの美化（ポイ捨てごみ防止）」に満足している市民の割合	%	—	33.5	40.5	45.5	↑ UP

個別施策①：廃棄物の発生抑制（リデュース）

ごみを減らす、物を繰り返し使う、資源化して使うという3R（リデュース・リユース・リサイクル）について学び、実践する市民の輪を広げることが大切です。

マイバッグ運動の推進や生ごみの減量化などに取り組み、ごみの削減に努めます。

【行政の取組】

- ごみの減量化を推進するため、ごみ問題に関する意識啓発を推進します。
- 「家庭系ごみの有料化制度」について調査研究し、適切に対応します。
- マイバッグ運動を支援します。
- 「天理市 家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金制度」の利用促進を図ります。

【市民の取組】

- 日常生活においてごみを出さない工夫をします。
- 買い物の際は、簡易包装の商品を選択します。
- 買い物の際はマイバッグを持参し、包装ごみを削減します。
- 生ごみ処理機などを設置して、生ごみをたい肥化し、家庭菜園などで活用します。

【事業者の取組】

- 事業活動によって廃棄されるごみの減量化に努めます。
- 過剰包装の自粛に努めるとともに、製品のバラ売りを進めます。
- マイバッグ運動に協力し、レジ袋の有料化などによる削減を進めます。

個別施策②：資源の有効利用（リユース・リサイクル）

ごみの分別化の徹底、資源としてのリサイクルの促進、リユース・リサイクルに関する意識啓発、グリーン購入の促進などに取り組みます。

【行政の取組】

- 資源の有効利用促進のため、分別収集を徹底します。
- リユース・リサイクルに関する情報収集・提供を行い、リサイクル率の向上を図ります。
- 市民・事業者の自主的なリサイクル活動を支援します。
- グリーン製品の購入を奨励します。
- 市内で行われる、せんだ樹木などのたい肥化・資源化を支援します。
- 建設副産物の不正持込み防止に努めます。

【市民の取組】

- ごみの分別を正しく行います。
- 買い物の際は、詰め替えできる商品やリサイクル商品を選択します。
- リユース・リサイクルの取組に参加します。
- グリーン製品を購入します。
- せんだ樹木などのたい肥化・資源化を進めます。

【事業者の取組】

- ごみの分別を正しく行います。
- 廃棄する割合の少ない商品の製造、販売を進めます。
- リユース・リサイクルの取組に参加・協力します。
- グリーン製品の製造、購入使用に努めます。
- せんだ樹木などのたい肥化・資源化を進めます。



個別施策③：ごみの不正な排出の監視・抑制

ごみの不正な排出に関する意識啓発、不法投棄の監視・指導、さらに「（仮称）天理市きれいなまちづくり条例」の検討などを推進します。

【行政の取組】

- ポイ捨て防止や不法投棄禁止に関する注意喚起のための看板の設置などを行い、ごみの不正な排出に関する意識啓発を推進します。
- 山林、河川、田畑などへの不法投棄の監視・指導を行います。
- ポイ捨て、野外焼却、ペットの飼い方を規定する「（仮称）天理市きれいなまちづくり条例」の導入を検討します。

【市民・事業者の取組】

- ごみの排出ルールを遵守します。
- ごみのポイ捨てを止めます。

5 環境教育・協働

環境教育・協働での個別施策は、環境項目ごとに定めた個別目標の実現をめざして展開するとともに、取組は主体別に設定します。

環境教育・協働に関する個別施策は次のとおりです。



(1) 環境教育・環境学習

5-1 環境教育・環境学習の推進						
みんなが環境保全に取り組むまちにします。						
■ 参考となる施策指標						
指標名	単位	実績値		目標値		目指す方向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
環境クリーンセンター 見学者数 (小学校 4 年生)	人	800	818	850	900	↑ UP
リバーウォッチング 参加者数	人	44	33	56	71	↑ UP

平成15年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（通称、環境保全活動・環境教育推進法）が制定され、学校や家庭、職場、地域など多様な場での環境教育の推進と、人材の育成活用、情報提供と交流など、環境教育・環境学習を総合的に進めていくことが求められています。

そのため、本市では今後、学校教育の中に環境学習をカリキュラムとして組み込むことを検討するとともに、成人に対しても環境について学ぶ機会の提供を支援し、市民の中から環境づくりのリーダーを養成することをめざします。

個別施策①：学校における環境教育・環境学習の充実

【行政の取組】

- 学校での環境教育・環境学習の強化・推進を検討します。
- 小中学校における「地域とのパートナーシップ事業」を充実させます。
- 自然環境を利用した体験学習を推進します。
- 農業体験学習を推進します。
- 学校ビオトープなど、環境教育に役立つ施設・設備の整備を検討します。

【市民の取組】

- 家庭内で環境問題について話し合う機会を作り、子どもには環境の大切さを教えます。

【事業者の取組】

- 出前授業を通じて、学校における環境教育・環境学習に協力します。

個別施策②：市民等に向けた環境学習の充実

【行政の取組】

- 成人の環境学習機会を充実させます。
- 市職員を対象とした環境保全研修を実施します。
- 市民・事業者の環境に対する意識を高めるための啓発を行います。
- 市民の中から人材を登録し、環境教育・環境学習の場での活躍を支援します。
- 環境教育・環境学習の内容等の情報提供を行います。
- 環境シンポジウムや環境フェアなど、環境保全活動を発表する場を提供します。
- 農業体験学習を推進します。

【市民の取組】

- 雑木林の維持管理活動を通じて、身近な環境学習に取り組みます。
- 自然観察会や農業体験など、環境に関する普及・啓発活動に参加します。
- 市民参加型の計画づくりやイベントに参加します。
- こどもエコクラブに参加・協力します。
- 野外活動に参加します。
- 環境問題に対する学習に参加します。

【事業者の取組】

- 自然観察会や農業体験など、環境に関する普及・啓発活動に参加します。
- 環境保全研修への参加により、環境保全意識を高めます。
- 野外活動に参加します。
- 地域への社会貢献活動の一環として、地域の環境活動や環境関連イベントに取り組みます。

(2) 環境情報

5-2 環境情報の提供・共有化

環境の状況など情報の提供を進めるまちにします。

■ 参考となる施策指標

指標名	単位	実績値		目標値		目指す 方 向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
情報公開が積極的に行われていると感じている市民の割合	%	20.7	24.0	35.0	40.0	↑ UP
広報紙「町から町へ」が役に立つと感じている市民の割合	%	63.4	62.0	70.0	73.0	↑ UP

市を構成する一人ひとりが環境に対する理解と認識を深め、環境の保全と創造のために行動するために、本市はより積極的に環境情報を公開・発信します。

個別施策①：環境情報の把握

【行政の取組】

- 自然環境実態調査を推進します。
- 環境情報を収集し、将来に向けて保全していきたい環境マップを作成します。
- 学校において、環境学習の授業などで得た環境情報を収集し、公開・発信することを検討します。
- 市民や民間団体などが実施する環境調査を支援します。
- 市民参加型の環境調査の実施を検討します。

【市民の取組】

- 本市が実施する動植物などの生育・生息状況調査に参加、情報提供を行います。
- 市民参加型の環境調査に参加します。

【事業者の取組】

- 必要に応じ、排出負荷量、廃棄物の処理方法などの環境情報の収集や提供に協力します。
- 本市が実施する動植物などの生育・生息状況調査に参加、情報提供を行います。
- 市民参加型の環境調査に参加・協力します。

個別施策②：市民意識の把握

【行政の取組】

- 市民意識調査を定期的に実施します。

【市民・事業者の取組】

- 環境に関する市民意識調査に協力します。

個別施策③：環境情報の整理

【行政の取組】

- 環境保全活動に活用するために、環境マップの作成を検討します。

【市民・事業者の取組】

- 「環境遺産」「動植物」などの環境マップづくりに参加します。

個別施策④：環境情報の公開

【行政の取組】

- 年次報告書を作成します。
- ホームページでの情報発信を充実します。

【市民・事業者の取組】

- 市民・事業者の視点から年次報告書をチェックします。

個別施策⑤：環境情報の発信

【行政の取組】

- 市民広報への環境情報の充実を図ります。
- 環境負荷の少ない製品に関する情報提供を行います。
- 環境ボランティア情報の発信を行います。

【市民の取組】

- 環境問題について学び、自分でできることを一つ一つ実践します。
- 自治会などの地縁団体は、本市が行う普及啓発活動に対して協力します。

【事業者の取組】

- 従業員の社内研修などを通じて、環境意識を向上させ、実践します。

(3) 協働（パートナーシップ）

5-3 市民、事業者、行政（市）の協働						
環境保全活動にみんなが参画し、協働できるまちにします。						
■ 参考となる施策指標						
指標名	単位	実績値		目標値		目指す方向
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度	平成 36 年度	
この 1 年間に何らかのボランティア活動を行ったことがある市民の割合	%	27.4	30.9	35.0	38.0	↑ UP
登録ボランティア数	人	1,381	1,564	1,700	2,000	↑ UP
NPO 法人数	法人	23	23	27	30	↑ UP
広く市政に参加できる機会が保障されていると感じている市民の割合	%	14.6	14.6	25.0	30.0	↑ UP

協働による環境保全に向けて、市民・事業者や行政（市）はもとより、次世代を担う学生や若者とのパートナーシップを築き、共に参加・行動できる場や仕組みづくりを進めるとともに、その仕組みを支える人材の育成に努めます。

個別施策①：環境を守り育てる仕組みづくり

【行政の取組】

- 協働による仕組みづくりを推進します。
- 地域の環境保全活動を推進します。
- 市民や市民団体による活動を支援します。
- 環境マネジメントシステムの取組を推進します。

【市民の取組】

- 協働による仕組みづくりに参加します。
- 地域の環境保全活動に参加します。

【事業者の取組】

- 協働による仕組みづくりに参加します。
- 地域の環境保全活動に参加・協力します。
- 従業員の社内研修などを通じて、環境意識を向上させ、実践します。
- 環境マネジメントシステムの導入を推進します。

個別施策②：環境ボランティアの人材育成

【行政の取組】

- 環境教育の実践指導のための研修を実施します。
- 講習会や研修会の開催など、環境教育のためのリーダー、ボランティアなどの人材育成を支援します。

【市民の取組】

- 地域環境リーダーや環境ボランティアをめざすとともに、人材育成に協力します。
- 環境について共に学び共に伝えていく市民をめざします。

【事業者の取組】

- 地域環境リーダーや環境ボランティアをめざすとともに、人材育成に協力します。
- 講習会や研修会の開催など、環境教育のためのリーダー、ボランティアなどの人材育成を支援します。

個別施策③：広域的な環境への取組

【行政の取組】

- 河川などの環境保全を推進するため、国や県および近隣自治体などと連携・協力しながら取り組みます。
- 行政区域外の環境団体との連携・協働を推進します。

【市民・事業者の取組】

- 広域な環境保全活動についても協力します。